

SEINENH©RITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N526
2014・12・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 妊娠による軽易業務転換時の降格処分に関する最高裁判決について……………鈴木泰輔
法律家団体による共同声明の発表と各党への要請……………大山勇一
「在日特権」というデマ ～差別する側に陥らないように私たちはどのように思考すべきか～……………金 竜介
検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第5回）
法制審議会の答申案について……………桜井昌司
TPP交渉差止・違憲訴訟について……………岩月浩二
ロースクールの実情と法曹養成
私が弁護士になるまで……………三浦杏奈
カジノ解禁推進法案廃案までの取り組み……………新里宏二
法曹養成問題の新局面⑤
予備試験制限論を斬る……………樋口和彦
中国遺棄毒ガス事件 ～旧日本軍が引き起こした被害の責任を問うことはできないのか～……………平松真二郎
□法律家団体共同声明



博多の12月

妊娠による軽易業務転換時の 降格処分に関する最高裁判決について

広島弁護士会 鈴木 泰輔

本

件の事案は、病院に勤務する理学療法士の女性が、妊娠による軽易業務転換を求めたところ、副主任の役職を解かれ、復帰後も元の役職に戻してもらえなかった、というものです。

当初は労働局における調停での解決に期待を寄せたのですが、病院側は役職を戻すことやその将来的な約束さえも頑として認めず、解決には至りませんでした。

そこで、軽易業務転換時の降格処分が妊娠等の事由による不利益取り扱いを禁止している均等法第九条三項に違反すること、そして、復職後役職を戻さなかった措置についても均等法第九条三項、育児介護休業法第一〇条に違反すること等を前提に、副主任の地位にあることの確認、差額賃金、慰謝料等の損害賠償を求める訴訟を提起することになりました。

以下、最高裁で審理対象となった、最初の処分（軽易業務転換時の降格処分）の適法性の争点を中心に説明します。

一、

二審は、この降格処分の適法性判断について、ともに人事権濫用の判断枠組みを用いて「様々ながらも同意があった」等の事情を理由とし、また、役職者の配置に関する使用者の裁量を広く認めて、本件降格処分は適法であると結論しました。

まず疑問に感じたのは、一審二審の判決には、降格によって女性が受ける不利益に対する言及が殆ど無かったことです。

副主任の地位は彼女が約一〇年間一生懸命に働いてようやく得た役職で、しかも今後のキャリアの基礎になる地位です。一審二審の判決には、病院側が主張する「降格の必要性」が、女性の受ける「不利益」を正当化するほどのものであるのか、という比較の視点は全くありませんでした。

このような視点は、例えば従来の人事権濫用の判断枠組が用いられる場合でも必須のものであるはずで、そこで、この点は上告受理申立の中でも主たる問題点として主張しました。

また、一審二審が女性労働者の同意を認定・重視した点も、問題だと感じました。

被告は降格を事前打診したと主張しましたが、原告にはそのような記憶は全くありませんでした。「転換後副主任として働いていると、しばらくしてから電話で降格を通告された」というのが原告の記憶であり、被告の主張を争いました。この点については、当方の主張に沿う客観的証拠もあった（転換当初の朝礼日報が残っており、そこには原告を副主任として異動させるといった内容が記載されていた）のですが、一審二審とも有力な証拠もないのに、使用者側の主張する事前打診の事実を認めてしまいました。そして、その後女性

がやむを得ず就労を続けた事実と併せて「(様々ながらも)同意があった」と認定しました。

認定の問題もさることながら、同意を適法判断の方向で重視することに強い疑問を覚えました。言うまでもないことですが、使用者对被用者の関係、しかも妊娠し、体調不安や流産の不安を抱えた中で、使用者の命に抗うことは極めて困難なことだからです。この点については、賃金債権の放棄や、賃金債権との相殺合意の適法性につき、労働者の表面上の同意だけでなく、同意をすることが合理的と言える客観的事実の存在を適法要件として求めた最高裁判例を引用する等して批判しました。

上 告受理申立から弁論再開の決定まで、約二年を要しました。

推察するに、本件のみならず様々な事案に対応し得る違法性判断基準を打ち立てるべく、検討が重ねられていたのではないかと思います。

最高裁は、妊娠による軽易業務転換を契機とする降格処分は原則違法とし、①労働者の同意があり、同意をすることが合理的といえる客観的事実が存する場合、②業務上の必要性が存し、かつ、降格させることが均等法の趣旨に反しないといえる特段の事情が存する場合にのみ例外的に適法となると判断しました。

軽

易業務転換希望を出した場合、部署の変更や就業場所の変更を伴うことが通常ですの

で、「これは軽易業務転換を理由とするものではなく、部署や就業場所の変更を理由とするものである」という使用者側の弁解がすんなりと通り、これを覆すための立証が労働者側に求められるとすると労働者側は苦しい立場に立つこととなります。そのため、この度最高裁が、軽易業務転換を「契機」とする降格処分は原則違法、とした判断には大きな意味があります。

さらに判決は、判断基準を示すだけではなく、本件に関する暫定的な認定事実を前提に、これを以てしては例外への該当を認めることができないと判断しており、例外を拡大解釈することに釘を刺しています(この判断の中で、最高裁が副主任の地位と手当を喪失した原告女性の不利益について「重大なもの」と評価してくれたことについては救われる思いがしました)。

このような点から、最高裁は、女性労働者が「戦う」ことができる判断基準を示してくれたと感じています。

な

お、病院側が産休育休からの復帰後にも女性を副主任の地位につけなかった処分については、補足意見が付されています。上告審では判断の対象とならなかった部分ですが、軽易業務

転換時の降格処分が違法であるとする、復帰後も違法状態が継続していたこととなりますので、不作為である復帰時の処分の違法性を認定するまでもない、という理由から除外されたものと思われます。補足意見は、使用者が女性労働者の復帰時に原職(軽易業務転換に伴って降格した場合)には、原職とは転換以前の職をいう)に戻さなかった場合、それは降格と捉えるべきことや、原職に戻すために使用者が相当の配慮を行うべきことを示唆しており、先進的な内容となっています。

本

件は、妊娠し、又は出産した女性労働者に対する嫌がらせ行為(マタニティ・ハラスメント)に関連する最高裁の初の判断として報道され、耳目を集めました。本件が縁で私はこのマタニティ・ハラスメント問題に取り組む女性労働者のグループ「マタハラNet」の会合に参加させていただきましたが、そこで伺った皆さんの被害体験は、本当に酷い例ばかりでした。

本判決が、マタニティ・ハラスメントに苦しむ女性労働者の救済の足掛かりとなることを心から願っています。

法律家団体による共同声明の発表と 各党への要請

東京 大山 勇一

1 解散総選挙にあたっての 共同声明発表

二〇一四年二月一日に法律家六団体(当部会に加え、社会文化法律センター、自由法曹団、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会)は、衆議院解散総選挙にあたっての共同声明(衆議院の解散・総選挙にあたって、安倍政権の「戦争する国づくり」にノーの審判を下すことを呼びかける法律家六団体共同声明)を発表し、参議院会館会議室にて記者会見を行いました。安倍首相は解散にあたって、総選挙の争点は「アベノミクス」への賛否だと説明しました。

しかし、この声明では、今回の選挙の争点は秘密保護法の強行採決や集団的自衛権行使容認の

閣議決定など、民意を無視して平和憲法を破壊してきた安倍政権の姿勢を正すことにあり、安倍政権に対し明確に「No」の審判を下すべきだと訴えました。

当部会が衆議院選挙などの国政選挙に先立って、選挙の争点をめぐる意思表示をすることはこれまでになかったのではないだろうか。当部会をはじめ、法律家団体がこうした異例の声明を発表したのはそれだけ危機感を共有しているためでした。そもそも衆議院の解散の可否については憲法上明確な規定がないところ、首相にフリーハンドで解散時期を委ねることはこれまでも認められないと解されてきました。今回の選挙は、集団的自衛権行使を具体化する法律の改定、秘密保護法の運用によって、来年以降の政権批判の強

まりは必至とみて早期の解散に踏み切らされたとみるべきでしょうが、あまりに党利党略に偏した解散であるとの点も強調できるでしょう。



12月1日 法律家6団体記者会見

2 各党への要請行動

記者会見のあと、自民、公明の与党に加えて、民主、維新、共産、社民の各党本部にも申し入れを行いました。公示日前日でしたが、各党の担当者が対応しました。自民党への申し入れでは建物内での懇談はかなわず、玄關脇での立ち話にとどまった一方、公明党では応接室にて三〇分程度意見交換をすることができました。公明党担当者に対しては、集団的自衛権の行使容認に転じた姿勢について批判す

るとともに、選挙後も政権与党にとどまるのであれば、安倍首相の暴走の歯止めとしての役割を今以上に果たしてほしいと要望しました。また、集団的自衛権行使を「限定的」に容認している維新の党の担当者に対して



12月8日 法律家8団体記者会見

は、憲法の解釈を超えているとの意見を伝えました。民主党の担当者に対しては、秘密保護法反対では法律家団体や国民と認識は一致していることを確認し、集団的自衛権については党内意見を反対で強くまとめることこそ国民が民主党に期待していることだと伝えました。そのほか、各党の本音を垣間見ることができ、有意義な懇談を持つことができました。

3 秘密保護法廃止・施行中止を求める声明の発表

また、同月八日には法律家八団体として、秘密保護法の廃止および施行の中止を求める共同声明を発表し、参議院会館会議室にて記者会見を行いました。今回は前述した六団体に加えて、日本労働弁護団、秘密保護法対策弁護団が加わりました。記者会見で原和良議長(写真中央)は、「憲法擁護のために青年法律家協会が設立されて今年で六〇年になる。六〇年前には、自民党などによる改憲の動きを食い止めるために、若手の弁護士や学者のみならず、裁判官らも多く立ち上がった。当時の修習生の多くは青法協会員となり憲法擁護を共通の認識にしていた。秘密保護法が施行されれば憲法の根幹をなす言論の自由と民主主義が脅かされてしまう。設立趣旨の精神に立ち返り、法

律家として全力でこの法律の廃止を求めていきたい」と決意を表明しました。秘密保護法対策弁護団の小川隆太郎会員も、秘密保護法施行前にもすでにメディアの委縮効果が表れていることを紹介し、全国で多くの弁護士が弁護団登録を行い弁護活動に備えていると述べました。

法律家団体の共同行動という枠組みは、二〇一三年一〇月から継続しています。二〇一四年八月には事務局体制も整えました。今後とも、安倍晋三内閣による「壊憲」に立ち向かうために法律家の力を集めて行動していきたいと思います。

「青年法律家」二月二五号(No.五二五)の誤記に関するお詫びと訂正

「青年法律家」二月二五号に掲載の「朝日新聞問題を考える」に誤記がありました。正しくは次のとおりです。

ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。

◎訂正箇所…四ページ 一段目後ろから三行目
◎訂正内容…【誤】四四七マイクロシーベルト

【正】四四・七マイクロシーベルト

「在日特権」というデマ

差別する側に陥らないように
私たちはどのように思考すべきか

東京 金 竜介

一 「在日特権」など存在しないのに

「良い韓国人も悪い韓国人も殺せ」「ガス室に朝鮮人を叩き込め」「うじ虫韓国人を日本から叩き出せ」など民族に対する憎悪や差別の扇動（ヘイトスピーチ）が白昼堂々、連日のように行われている。多くの日本人は、このような行動を嫌悪する。「韓国人の女を強姦しましょう」と公道で叫ぶ人間は、日本人全体から見れば一パーセントにも満たないだろう。世論もこのようなヘイトデモには批判的だ。ただ、批判的意見の中には「在日特権」なるものが存在することを前提に論じているものも多く見かけられる。

東京新聞の投書欄「『在特会』活動 やはり筋違い」は、次のようにいう。「特権とは通常、身分や権力のあるものが自分に都合のいいように作り出した優越的な権利だと思う。在日コリアンの特権といわれるものは、彼らが自分でつくったものではなく日本の行政などによる施策だ。であれば、在特会は日本の国会や官庁に改定を求めるのが筋ではなかろうか」そして、ヘイトデモは弱いものイジメだとの感想を述べる。

ヘイトデモを嫌悪する人たちの中にも「在日特権」が存在するかなのような意見があることーこれ

がこの問題の深刻さを顕わしている。

二 「在日特権」とは何を指すのか

「在日特権」との言葉があるが、これが何を指すのか、実のところよくわからない。在特会のホームページなどからうかがわれるのは、①特別永住制度、②通名（日本名）の使用、③税制優遇、④生活保護などの福祉の優遇などらしいのだが、いずれも実体がないものか、特権と呼べるようなものではないものばかりだ。

特別永住は、（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法）に基づくものである。確かに、同法は、退去強制事由を内乱罪、外観誘致等に限定したり、再入国期間の特例を定めたりしており、一般の外国人に比べて配慮されているが、これが「特権」と呼ぶに値するものであろうか。少なくとも日本人よりも有利な権利を有していると解することはできないであろう。

通名の使用は、特別永住者に限ったことではなくどの外国人でもできることだし、犯罪のために複数の通帳を作ることなど不可能である。

「在日コリアンは、税金を納めなくてよい」「生活保護を優先的に受けられる」などは、事実無根で

あるというほかない(生活保護世帯が日本人より割合が多いのであれば、それは貧困世帯の割合が多いということであり、特権でもなんでもなかるう)。問題なのは、このようなデマの根拠が、怪しげなネット情報だけではなく、マスメディアで報道されたり、公人によって語られたりすることである。

橋下徹大阪市長は、在日コリアンについて「特別扱いすることは、かえって差別を生む」とし特別永住者制度を問題視する。これは、特別永住の歴史的経緯を理解していないからであるが、残念ながらこのような発言を支持する声も多い。特別永住の意味が、この社会で認知されていないからであらう。

私たち青法協会員が、ヘイトデモを批判するだけではなく、特別永住の意義を正確に知り、「在日特権」なるものが存在しないことを広めていくことが重要である。

三 ヘイトスピーチは外国人の責任？

そして、公道で「中国人の女はみんなスパイだ」と叫ぶ人間だけが問題なのではない。差別を容認する人たちの存在が被害を拡大させるのである。東京新聞の投書欄「自覚持たない旅行中の行動」。

「(東京の観光地で)うんざりさせられたのは、

中国人観光客のマナーの悪さ。大声で騒ぐ程度ならいい。スナック菓子の包みを平気で床に捨て、あたりを走り回り、こちらに体を激しくぶつけても、何知らずという傍若無人さだ。注意しようとしたが、言葉が通じないからおさらだ」

「ヘイトスピーチを支持する気持ちはさらさらない。が、こうした態度もまた、差別的意識を持つ一因になっているのではないか」

この投書者は、自分の言っていることがまさに差別にほかならないことを全く意識していない。

差別とは何か？ それは、人間の個々人の特性ではなく、集団として認識し、その集団に属する者の負の印象を全体のものとしてとらえることである。マナーの悪い中国人を見たときに、即座に「中国人はマナーが悪い」と頭の中で変換してしまうことが問題なのである。

四 科学的に考えることの大切さ

「女性は男性に比べて論理的に思考することが苦手で感情的・直感的に物事を判断する」「中国人は嘘つき、人を裏切る」「血液型A型の人間は几帳面、B型は大雑把」「同性愛者は芸術的才能がある」……これらはすべて偏見であり、差別である。しかし、具体例があることをもって「差別で

はない」と断じる者のなんと多いことか(依頼者の○○人が自己中心的だったという経験をもって「○○人は自己中心的だ、これは、私の実際の経験でいつているのだから偏見でも差別でもない」と恥ずかしげもなく話す弁護士には辟易する)。

自分が属しないグループのことを話すときにはその根拠を常に意識しよう。「それは○○人だから」といったくなつたら、本当にそうなの？ その根拠は何か？ を自分に問いかけよう。差別する側に回らないためには、①十分なサンプル数、②無作為の抽出(ランダムサンプリング)、③先入観の廃除、④明確な基準による評価ということが大切だということを忘れてはいけない。

重要なのは、差別について意識して学ぶことだ。「差別はいけないこと」と思うだけでは、多数に属する者(マジョリティ)が差別と無縁でいることは絶対にできない。そのことを常に心にとどめて欲しい。

検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像…第五回

法制審議会の答申案について

布川事件元被告、布川国賠訴訟原告 桜井 昌司

1、今さら意味のないことだが

法制審議会が「新時代の刑事訴訟法」を作るとして審議する過程で、もし盗聴法（通信傍受）や密告取引法（司法取引）が導入されるならば冤罪は増えこそすれ、無くならないと感じて、私たちは冤罪体験者は法務省や日弁連へ要請を重ねた。

日弁連には、「このままの法案に賛成しないで、席を立てて離脱し、私たちと一緒に社会に法案の危険を訴えて欲しい。そして全面可視化や全面証拠開示を実現して欲しい」と訴えた。しかし、日弁連執行部は、私たちの要請に対して「席を立てたらば、何も得られない。四〇点の成果かも知れないが可視化を実現したい」として同調して頂けなかった。前号で、今井恭平氏が書いている通りだ。

法制審議会から日弁連の委員が席を立ててしまえば、なぜ「何も得られない」結果になるのか、私には理解できなかった。

あれは京都で、「日弁連が、『社会に盗聴法と密告取引は冤罪を生んで危険だ。これを許しては、今まで以上に冤罪は増える』と言って席を立ち、私たちと一緒に闘って貰えば、世界の取調べが全面可視化になっているのだから、必ずマスコミを含めて世論が動く」と、ある日弁連執行部の弁護士さんに話したらば「そんな運動など、どこにあるんですか」と冷ややかに否定されたことがある。日弁連は社会に潜む力を感じられない高みにあるのかと残念に思ったことがある。

法制審議会の基本構想には、実に巧みな官僚文庫が潜んでいる。「取り調べの録音・録画制度の導入を始め、取り調べへの過度の依存を改めて適正な手続きの下で供述証拠及び客観的証拠をより

広範囲に収集できるようにするため、証拠収集手段の適正化・多様化する」というものだ。要するに「可視化を始めて、それと同時に広範囲に供述証拠や客観的証拠を集める手段を作る」と書いてあるのだと思うが、本末転倒している。この審議会の目的は可視化の実現が主眼ではなかったのだろうか。この文章では新しい捜査手段の実現が主になっていなかろうか。

この基本構想に日弁連が賛成したことで、「最後に反対は出来なかった」とも言われているが、社会の声と力を信じられないで「四〇点を得よう」としたこと、そして、官僚文庫に潜む危険を察知出来ないで「最初に賛成した」ことは、末代までの責めを負ったのではなかろうか。

私は、各地のシンポジウムで周防正行氏と一緒にすることがあつて、審議会での討論、激論内容をお聞きし、御用学者との真剣を手にしたような切り結びを知れば知るほど、孤軍奮戦とも言べき苦勞をされた周防氏に、本当にお疲れ様でしたの思いと敬意を感じている。村木厚子氏の冤罪体験者としてのご努力にも、有り難いと感謝している。でも、盗聴法と密告取引に賛成されたことは、どうしても納得がいかない。ここに賛成した日弁連など、論外だ。法曹家としての想像力を持たない最悪の選択だと思っている。

先に成立して、間もなく施行されようとしてい

る秘密保護法、そこに盗聴自由化法が加わり、次に来るのが「共謀罪」だ。そうなったらばどうなるのか、考えが及ばなかったのだろうか。間違いなく戦争前後の、あの時代が来る。

盗聴法は犯罪捜査に使われるのではない。警備公安警察の違法捜査にお墨付きを与えるもので、私たちの社会の自由を危機を生むのだと、なぜ法曹家が気付かないのだろうか。善良な市民であり、真面目な官僚である周防氏や村木氏が、警察の善行を信じて賛成するのは理解できたとしても、日ごろから警察と対峙するだろう弁護士がやすやすと賛成するなど、狂気の沙汰としか思えない。警察に証拠を捏造され、無実の罪に苦しめられた我々は、平然と証拠を捏造する警察組織を信じていない。警察のやりたい放題になれば冤罪は増えるばかりだろう。

司法取引と言われるが、密告取引だ。他人の罪を告げて自分の罪を軽減して貰うなど、人間として卑しい法案でもある。その密告によって作られた冤罪は、福井女子中学生殺し事件、大仙市事件、引野口事件など、枚挙に暇がない。警察が見立てを誤って自白を強い、無理に作り上げた証拠や証人などによって、これまでに多くの人が苦しめられて来た。今までは「自白」を強要して無実の人を犯人にして来た司法が、今度は公然と、しかも他人の供述で「犯人」を作ろうと言うのだから、これが「過度に供述に依存しない、新しい時代の法律」と来ては笑うしかない。

2、これからが闘い

ぜひとも実現して欲しかった再審における証拠開示には触れもしないし、法制審議会の答申は願った方向に行かないで、ますます歪んだ司法を作りそうだが、将来には樂觀している。

日弁連委員としてご苦労された小坂井久弁護士に「先生のご苦労が五年後に認められるか、五〇年後に認められるか、どちらかだと思います。五年後に認められるように、これからは私は闘います」と申し上げたことがある。

韓国、台湾はもちろん、人権後進国と揶揄される中国でも取り調べは可視化され始めたのだ。日本で全面可視化が実現しない訳はない。必ずや実現する日が来ることは間違いない。ただ、その日が早いか遅いかの違いだ。

前号で今井氏が書いた周防氏の見解のように、ごく小さな風穴とした可視化が、他の事件の可視化を招いて、総ての事件に広がるかも知れない。何しろ、可視化に反対だった韓国警察は、全面可視化してみると「犯人が嘘を言っているのか、そうでないのかは映像を見て貰えばわかる。取調べ手段も磨けた」と、今では大賛成に変わったそ

うだ。強かな日本警察だが、韓国警察と同じにならないとも限らない。もし、多くの不安が語るように、戦争前後のような暗黒警察が復活し、闇の時代になったとしても、今度は国民が許すまい。国民の批判の声の前に存在し得る組織はない。そのときは戦後の与えられた自由ではなく、真に自らの手で自由を取り戻した日本となるだろう。

もし、この法案が実施された場合、弁護士の任務は多い。取り調べされる者の弁護人は、必要に応じて「全面可視化の取調べ」を要求して実績を作ること、その記録資料を作り、三年後の改正の力にすることだ。弁護士の力量の試される時代になるだろう。

まだ国会で成立した訳でもない。その危険を語り、社会に広めれば改正させることは可能だ。可視化は世界の趨勢で、必ずや日本でも実施される。悲観する必要はない。私も闘い続けるだけだ。

TPP交渉差止・違憲訴訟について

あいち 岩月 浩二

▼草の根の市民が立ち上がる

TPPが問題化して以来、遺伝子組み換え食品や残留農薬基準、食品添加物等、食の安全が脅かされること、また健康保険が崩壊させられ医療を受ける権利が侵害されること等、多くの問題点が指摘され続けてきた。

しかし、農協を初め有力な反対組織が攻撃され、多数を占めていたTPP反対派の国会議員も激減し、TPP反対の運動は瀬戸際に立たされている。

TPPは関税の問題ではない。国民の生命・健康や暮らしを守る制度や規制の存続がかかっている。仮に多国間のTPPが頓挫したとしても、米国の最大の狙いが巨大な日本の市場にある以上、命や暮らしを守る制度の撤廃を法的に義務づけるべく日米FTAが締結されるのは必至である。

TPPで狙われるのは、端的に国民の命である。TPPに対して、やむにやまれぬ思いを抱いた草の根の人々がついに裁判を提起することになった。

▼国際経済法の規律原理

自由貿易を規律する専門分野は国際経済法である。国際経済法は、貿易を最大化することが諸国民の富を最大化するという強固な信念に基づいている。このために貿易の障壁となるものを「非関税障壁」と呼び、外国企業の活動に支障を及ぼすような国内制度や慣行の撤廃を求める。国際経済法は、国際経済活動（つまりグローバル企業の利益）の尊重を第一義的な規律原理としている。そして、人権保障や環境等はこれに対する修正原理と位置づけている。

国際経済活動の自由をまず尊重し、人権保障等、やむを得ない場合に限り、最低限の制限を

加えることを認めるに過ぎない。

「自由貿易」と呼ぶが、その実態は、「強制貿易」である。

この原理は、基本的人権の尊重を原則とする日本国憲法の原理と相容れない。

当然ながら、こうした原理を条約上の義務として承認すれば、下位にある法令群は改廃を余儀なくされる。

自国だけでは、国民の生命・健康を守る規制すら実施できなくなり、各国の制度の是非を決定する主体は、国際経済活動の主体であるグローバル企業に移行する。

▼基本的人権の侵害

その結果、憲法二五条は次のように書き換えられる。

「すべて国民は『グローバル企業の利益を害しない範囲において』健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

憲法二三条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、『グローバル企業の利益』……に反しない限り、……国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

▼密室交渉

TPPは交渉参加に当たって、秘密保持契約を結

ばなければならないという異例の密室交渉である。

交渉中の草案はおろか、TPPが発効した後も、交渉過程で作成されたあらゆる文書が四年間、秘匿される。TPPには、例えば「客観的で合理的」などの抽象的概念を用いた規定がある。抽象的概念の内容は、交渉過程文書を参照しなければ判明しない。しかし、これは四年間秘匿されるのである。

TPPが過激な秘密主義を採用するのは、その内容があまりにも反国民的なものであるため、その内容が知られてしまえばTPPが挫折することが明らかなためである。

報道の統制も強い。TPPに批判的意見を述べた途端、テレビ出演から排除されたという知識人の例は複数ある。

あらゆる国内法制を改廃させ、国民の命を脅かすTPPについて、極秘にされていることは国民の知る権利を侵害している。

▼ISD条項

外国投資家が利益を害されたと考える場合に損害賠償を求めて投資先の国家を強制的に民間仲裁に付託することができるISD条項は、あらゆる国家や自治体の政策を阻害する。

仲裁人団はその都度選ばれ、その場限りの判断をして解散し、だれにも責任を負わず、上訴の制

度もない。

米国製薬会社はカナダの健康保険制度を仲裁に付託し、米国タバコ会社は豪州のタバコ抑制政策を仲裁付託している。

スウェーデンの電力会社はドイツの脱原発政策をISD仲裁に付託した。国家の中核的な政策も私的な仲裁の場に持ち込まれて、私的な仲裁人の判断に付されている。

民営化した水道事業を公営に戻したところ、ISDに付託された例は複数ある。

ISDを検討した韓国法務省は、国家、地方政府のあらゆる措置（作為、不作為、事実的行為）が提訴の対象となり、とくに巨額資本は、勝訴の可能性が乏しい場合でも、政策を萎縮させるために提訴すると分析している。

国際法の分野では、国家が最高の法主体と考えられてきた。ISDは外国投資家に国家を超える主体性を与えて、その利益を保護する制度である。その結果、憲法七六条一項は次のように書き換えられる。

「すべて司法は、……裁判所に属する。【但し、投資家民間仲裁による場合はこの限りではない】」
同種の賠償を避けようとするれば、場合によっては法律の改廃を余儀なくされる。

したがって、憲法四一条は次のように書き換えられる。

「国会は国権の最高機関であり国の唯一の立法機関である。【但し、投資家民間仲裁に反する場合はこの限りではない】」

国際経済法の分野では、ISDによって一般国際法が形成され、国家はその範囲で主権を有し、行使することができるという世界が「世界法の支配」として語られている。

▼訴訟の会の発足

国民の生命がグローバル企業の利益の前に犠牲にされようとしているとき、TPPを憲法違反として、交渉の差止を求めるのは当たり前のことであり、当たり前のことをこの訴訟は目的としている。

訴訟を支援し、またTPP交渉脱退を目的とする活動をする母体として、「TPP交渉差止・違憲訴訟の会」が結成されようとしている（月下旬結成見込）。

マスコミが全くと言ってよいほど触れないTPPの実像を広く知らせ、TPPに反対する国民運動を発展させようとしている。

訴訟の会への参加は、「TPP交渉差止・違憲訴訟の会」のHP (<http://pphantai.com/>) から申し込むことができるので、心ある方には是非、参加をお願いしたい。

また、弁護団への積極的参加も大歓迎である。

私が弁護士になるまで

宮崎 三浦 杏奈

一 はじめに

私は六六期司法修習を修了し、現在宮崎支部に所属しております。

今般、新法曹養成制度について寄稿をする機会を頂きました。私は、新制度のもと法科大学院に通い新司法試験を受験して、弁護士になりました。新制度については、受験生の精神的負担が大きすぎる点、多くの人は二〇代という進路を決める時期に数年間もの時間的拘束を受ける点、法科大学院・司法修習を通じて受験生の経済的負担が大きすぎる点など、多くの問題点があると考えます。

以下では、三回の新司法試験受験を経験した立場から、新制度のもと受験生がいかに過酷な精神的負担を受けるかについて述べさせていただきます。

二 私が法律家を目指したきっかけ

1 私は、高校一年生の頃、祖父がタンクローリーにひかれ交通事故で亡くなった際、「祖父のような被害者など、声をあげることすらできない人の声を代弁する仕事がしたい」と思い、法律家を目指そうと思いました。

2 私は、幼少期から高校生まで水泳選手として活動していました。大学生まで水泳選手としての活動を継続した上で、就職をして経済的に自立しながら司法試験を目指そうかと漠然と考えていました。

しかし、私が高校生のときは、ちょうど法科大学院制度が具体化されてきた頃で、高校に法学部の教授が法科大学院制度の説明に見えたことがありました。その時の説明で、「新法曹養成制度では七割程度の人が合格できし

かも三回受験できるから、法科大学院できちんと勉強をした人はみな法律家になれる」と聞き、私は本気で司法試験を目指そうと思いました。そこで、私は、新制度のもと法科大学院に進学して法律家になろうと思い、水泳選手をやめ、二〇〇三年に明治大学法学部に進学し、司法試験の勉強を始めました。

三 法科大学院時代

1 私は、二〇〇七年に明治大学法科大学院既修者コースに入学しました。私が大学四年生の頃は就職氷河期の谷間だったため就職先に困ることはありませんでしたが、新制度で法律家を目指すという決心が固まっていたため、一般企業への就職は一切考えませんでした。

2 しかし、私が入学してから、当初七割とも言われていた新司法試験の合格率は年々落ち込み、三割程度にまで落ち込んで行きました。たしかに、「卒業後五年以内に三回」という受験回数制限(当時のもの)があることは承知していました。ですが、「卒業後五年以内に三回の受験で一度七割に入る」と「卒業後五年以内に三回の受験で一度三割に入る」とでは、冒すリスクが全く違います。同期とよく「こんな合格率なら他の道もあったのに、もう

ロースクールの実情と 法曹養成

引き返せない。選択を間違えたかな」と話していました。

3 私は、法科大学院入学時、大学院と最長三回目の受験までの四年を覚悟すれば法律家になれると考えたため、就職や結婚という選択肢を捨てました。

もし法科大学院制度がなかったら、私は、就職して経済的に自立した後で、恵まれれば子育てしながら、受験をすることも考えたと思います。私は、自分がひとりっ子できょうだいがいなくて寂しかったため、何度か出産できるよう、できれば早く結婚したいと考えていました。でも、法科大学院進学を選んだ時点で、そのような選択はできなくなったと思います。無職で親に何百万ものお金を援助してもらっている状態で、結婚など考えられるはずがないからです。

私は、就職や結婚という一般的な選択をしなかったことを、大変に悔みました。新法曹養成制度に二〇代の大切な時期を捧げて裏切られた気持ちがしました。

四 司法浪人時代

1 私は、二〇〇九年、二〇一〇年の司法試験に不合格になり

ました。周囲では、優秀だったにもかかわらず精神的に失調したり、経済的な限界を迎えて受験をやめて行く同期が続出していました。会社をやめて法科大学院に入学しながら、いわゆる三振をして途方に暮れていた人もいました。私自身も、二回目の試験の発表直後、生きているのが辛くなって精神的に失調し、初めて心療内科にかかりました。

2 「後がない」というプレッシャーは、受験した者にしかわからないのではないかと思います。二六歳にもなつて収入もなく、次も不合格になったら両親に負担させた何百万ものお金が水泡に帰すことになる。今まで受験勉強にかけた七年間も無駄だったことになる。三回目に不合格になった後のことを考えると、心が真っ暗になりました。初めて「心が壊れる」と思いました。

当時の私は、司法試験に合格しなければ全てを失う状態にありました。働きながら、あるいは結婚してから受験をするという選択肢があつたら、当時のようにまで精神的に追い込まれることはなかったのではないかと思います。

せめて、受験回数制限がなければ、司法試験の受験時期を遅らせて経済面や精神面の環境を整えてから受験に臨むこともできたと思います。

いますが、受験回数制限がある以上そのような時間的余裕はなく、そのまま受験を継続せざるを得ませんでした。私は、合格率は下げて回数制限だけ残すことは大変不合理だと思いましたし、法科大学院に進学したことを後悔しました。

五 おわりに

1 私は、三回目の司法試験に合格し、司法修習を経て、現在一年目の弁護士として活動しています。少年事件、犯罪被害者支援活動、労働事件等にやりがいを感じ、忙しいながらも充実した毎日を送っています。

とはいえ、私は、自分が合格して報われたからそれではいいとは思えません。私が法科大学院に入学したときは、「真面目に勉強すれば法律家になれる」ということが大前提でした。当時の法科大学院生は、新法曹養成制度を信じて人生を賭け、制度の中に飛び込んでから「引き返せない」状況に追い込まれて、最終的に合格しなかった者は「不運だった」と切り捨てられました。自分と同じように毎日真面目に勉強をしながら、制度の変動や混乱に翻弄されて受験をやめて行ったり、三振してしまつた友人たちの顔を思い浮かべると、本当に悔しくて悲しい気持ちになります。

2 私は、以上のような受験生活を経て、率直に国は無責任だと思います。

旧司法試験にも問題はありましたが、新制度よりも人生設計は立てやすかったのではないかと思います。旧制度では、専業受験生になるか、働きながら受験をするかを選択す

ることができましたが、新制度では基本的にそのような選択はできません。その結果失うものは少なくないですし、最終的に合格できなければ何も残りません。

いつ受験するか、何回受験するか、何をしながら受験をするかなど、受験方法を受験生

各人が選択できる制度に戻すべきではないでしょう。いつを最後の受験にするかは、制度ではなく受験生各人が決めるべきだと思います。

カジノ解禁推進法案廃案までの取り組み

全国カジノ賭博場設置反対
連絡協議会代表幹事

新里 宏二

1 カジノ解禁推進法案廃案

二〇一四年二月二日衆議院の解散により「特定複合観光施設区域の整備に係る法律案（いわゆるカジノ解禁推進法案）」が廃案となった。同法案は昨年の二月、二二〇名の議員が参加する通称IR議連（カジノ議連とも呼ばれている）の後押しを受け、自民党、維新の会及び生活の党に

よる議員提案として国会に提出された。本年六月一八日衆議院内閣委員会での一日の審議で、継続審議となった。安倍政権の成長戦力の切り札とされ、臨時国会の冒頭にも採決されるとの観測も有力であった。しかし、審議入りも出来ず、解散による廃案となった。

私は、日弁連・多重債務問題WTの座長及び全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会代表幹事と

して反対運動に取り組んできた。われわれの運動を紹介しながら今後を展望したいと思う。

2 「全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会」の結成

二〇一四年四月二日、全国の多重債務問題、依存症問題に取り組んできた弁護士、司法書士、クレサラ被害者の会及び各地でカジノ反対に取り

組むメンバーなどが参加し、同協議会が結成された。私自身弁護士生活三年の多くを多重債務問題に取り組み、「借金で自殺まで追い込まれる社会」を変えようとして取り組んできた。パチンコ依存症により何度も借金をつくり、会社を追われ、家族を裏切り、自らの命を絶つ被害もつづきに見てきた。私は、人の犠牲の上に経済政策を語ること自体誤りであると考えている。

3 日弁連「カジノ解禁推進法に反対する意見書」の公表

日弁連は、カジノによる経済効果への疑問、暴力団対策上の問題、マネー・ロンダリング対策上の問題、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性及び青少年の健全育成への悪影響等から、本年五月九日カジノ解禁推進法案の廃案を求める意見書を公表した。その後、五月十五日、六月一日国会内での集会を開催し、アメリカ、シンガポールでのカジノによる社会的影響、ギャンブル依存症の問題を訴え同法案の廃案を求めた。

4 シンガポール調査

本年八月二五日から二七日の三日間、日弁連は筆者、吉田哲也消費者委員会委員及び静岡大学鳥畑与一教授の三人で、カジノの視察及び依存症

支援団体、移民支援団体を視察し、地元のザ・ストリート・タイムスのジャニス・タイ記者の取材も受けた。

シンガポール調査の趣旨は、日本のカジノが観光目的でカジノを解禁したシンガポールを参考に企画されていること、シンガポールではカジノ利用は自国民にも許されているが、入場に自国民には一〇〇シンガポールドル(約八〇〇円)の入場料を課し、家族、本人、行政からの入場規制をかける仕組みがあること、これについても日本で参考にするかとされている。シンガポールはカジノの負の影響を抑えられているのかということを依存症支援の現場などから確認しようとするものであった。

ギャンブル依存症の民間支援組織であるワンホープセンターでは、ギャンブル依存の相談が急増していること、カジノ解禁が影響しているとする。自国民に入場料を取ることにについては、入場料分を取り返そうとすること、時間いっぱいゲームをすることから依存症対策として機能していないとのこと。さらに入場制限についても、ここへの相談者は制限者であり、これも機能していないとの認識であった。ローンシャーク(日本で言うヤミ金)が跋扈し、依存症と借金・ローンシャーク問題は重なっているとの認識であり、カジノで苦悩する実態を見ることが出来た。

5 韓国カジノ調査

筆者は、本年九月二四日韓国で唯一自国民が入場できる江原(カンウォン)ランドへも調査のため訪問した。ソウルからバスで四時間、IR(統合)型カジノである。近隣の町には質屋が一〇〇件ほどあるといわれ、さらには、サチエ(日本で言うヤミ金)の名刺大の広告が電話ボックスにあふれている。駅に向かう坂には「カジノホームレス宣教会」のバスが止まっている。相談所のようなバス。バスの後ろに少女の写真が張られている。「お父さん、母さん、自殺しないで」と書かれている。実は、江原ランド内で過去六年間で四八人が自殺しているという。江原ランドは韓国の一七のカジノの収益の五二パーセントを占めるという。しかし、人口の減少、犯罪率の急増、自殺率の上昇が起こっていた。

ランド内の依存症管理センターで説明を聞いた。日本語の資料の最後は以下の記載で締めくくられていた。

示唆するもの

■ どれだけ徹底した依存症管理システムを備えても、ギャンブル産業の副作用(家産の蕩尽、自殺、地域共同体の崩壊など)を基本的に防ぐことはできないので、

■地域再生戦略としてカジノなどのギャンブル産業を誘致することは、非常に慎重を期すべきであり、誘致の前には徹底した準備が必要である。

(江原道廢炭鉱地域住民…やむを得なかった極端な選択)

ーばらにとげありー

韓国全体でのギャンブルの売上は日本円で一兆六〇〇〇億円、社会的影響(負の影響)は七兆八〇〇〇億円、負の影響が売上の四倍以上となっている。

(国家ゲーミング産業統合監視委員会・「賭博問題の社会・経済的費用推計研究」)

6 反対運動の広がり

本年九月三日、日弁連は同会館クレオで市民集会を開催して、韓国、シンガポールの報告及び米国の事情についても鳥畑与一教授(静岡大学人文社会科学部)から、米国のIR型のアトランテイクシティーのカジノが二カ所のうち五カ所が倒産・廃業に追い込まれていること、全米でのカジノの過当競争が片やギャンブル依存問題を深刻化させながら、他方、カジノの倒産による雇用喪失、税収の減少という地域経済に大きなダメージ

を与えていることの報告を受けた。

日弁連はカジノ反対の団体署名を行っているが、各地での反対運動との連携だけでなく、主婦連(主婦連合会)、消団連(全国消費者団体連合会)、全国消費生活相談員協会、NACS(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)及び高齢者・退職者連合等賛同の輪が大きく広がっている。

7 ギャンブル依存症五三六万

本年八月、厚生労働省調査班はギャンブル依存症の患者の推計値を五三六万人(成人男女の四・八パーセント)と公表した。国際的には一・二パーセント程度であり、極めて深刻な状況である。日本におけるパチンコの野放し営業がその大きな原因である。カジノ解禁はギャンブル依存症問題をさらに悪化させることは必定であろう。新聞の各世論調査でもカジノ解禁に賛成は三〇パーセント程度、反対は六〇パーセント程度と反対が二倍となっている。

8 解散による廃案

当初は、今臨時国会での成立が確実視されてきた同法案も、反対運動の広がり、世論調査及び依

存症の深刻な状況等から与党幹部からも慎重論が起り、審議入りの目途すら立たない状況下での解散・廃案となった。秋の臨時国会開催中でも日弁連、連絡会はそれぞれ一度の院内集会、さらに、日弁連は有楽町駅頭での街頭行動も行った。廃案は反対運動のひとつの勝利であった。事実の重みが二二〇名を超えるIR議連の厚い壁を打ち破った。

米国ニューハンプシャー州では本年五月カジノ解禁法案を否決したとする。検討委員会も設置され、カジノによる税収よりカジノの社会的影響が上回るのとの調査結果も出ていた。日本では、ばら色の経済効果のみが語られ、カジノの社会的影響(負の効果)が一切語られていないことに、大きな違いがある。

今後、二〇一五年の通常国会に再提出の動きは加速化される。それに対し、同法案の再提出を防ぐことが出来るのか、反対運動がどこまで盛り上がるかにかかってこよう。

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑤〉

予備試験制限論を斬る

群馬 樋口 和彦

1 予備試験制限を求める人たち

法科大学院入学志望者及び入学者が激減している。これに危機感を抱いた人々（法科大学院族）は、その原因は予備試験にあると考え、予備試験受験制限を主張する。「プロセスとしての法曹養成」の質の高さを声高に標榜し、その卒業生の法曹実務家としての活躍を喧伝しているのであるから、もつと自信とプライドを持ち、「競争相手である予備試験を制限してくれ」などと悲鳴を上げなければ良いのと思う。それにしても、彼らは、予備試験受験を制限すれば法曹志望者は更に減り、司法の基盤はいよいよ切り崩され、回復不能になる恐れがあることが見えないのであろうか。それとも法科大学院さえ生き残れば、法曹養成や司法は犠牲になるのもやむを得ないとも思っているのだろうか。

2 予備試験制限の根拠

それはともかく、制限論の根拠は、司法制度改革審議会意見書が、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。」としたことにある。現実の予備試験は、経済的事情に拘わらず学部生や法科大学院生が圧倒的に多く受験し、社会

受験者は非常に少ないことから、予備試験を設けた趣旨に反するというわけである。

3 予備試験制限根拠の非科学性

しかし、同意見書の法曹人口論はその根拠も計算方法も全く非科学的であったこと（弁護士隣接業種を法律家人口に含めず、司法試験合格者数年間三〇〇〇人は二万人超の法曹規模となることを計算しなかった）、その法律需要予測は全く当たっていないことだけを見ても明らかな通り、同意見書を金科玉条の如く扱うこと自体が非現実的である。

そもそも、意見書のいう「経済的事情」とは何を指すのか。もし、法曹志望者自身の経済的余裕の無さを言うのであれば、ほとんどの者がそれに該当しよう。それが親の経済的貧窮度を指すとするなら、親の経済事情によって法曹資格取得経緯に差異があるべきだとする理論的根拠は何か。親が貧困であればその子の「人間や社会の在り方に、関する思索や実地的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養」（同意見書における法科大学院導入の目的と教育理念）され、「かけがえない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性」（同）を有しているともいえるのであろうか。

「実社会で十分な経験」に至っては噴飯もので

しかない。実社会での経験が何を指すのか(例えば、学生時代のアルバイトはどうか)、「十分な経験」とは期間を指すのかそれ以外か、長さとするどれほどの長さか等、意味不明なのである。そして、実社会の経験があると何故に法科大学院の教育を受けなくても良いとするのか、その実質的根拠も不明である。私も法曹の一員となる前に私企業での数年間の勤務経験がある。しかし、そこで、「法曹としての責任感や倫理観」を涵養されることはなかった。実社会経験と法科大学院教育に重なり合うところがあるとみること自体、荒唐無稽である。また、実社会にも良くも悪しくも色々な側面があり、そこに身を置けば「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性」が身に付くとの保証は全くない。もともと、他方で、二三歳以上になる大人が、それまで小学生から大学まで最短でも一六年間の教育プロセスを経てきても身に付かなかった「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性」を、わずかに二年ないし三年の法科大学院教育で取得するとする考えも理解を超え。意見書を起草した人やこれに賛成した人々の出自や社会観・倫理観に疑いの目を向けざるを得ない。

さらに、そのような抽象的・情緒的側面は試験に馴染まない。現に、予備試験でも「法曹として

の責任感や倫理観」を試す科目がない。法科大学院卒業者も受験する司法試験にもこれに相当する科目がない。司法試験法は、「法曹としての責任感や倫理観」等を試すことを予定していないのである。仮に、経済的事情や社会経験が「法曹としての責任感や倫理観」等の裏付けになるとしても、そのことによって司法試験受験資格に差異を設ける理由とはならないというしかない。司法試験法を改正し予備試験制度を導入する際、その受験資格を制限する意見があったが、立法技術的困難もあつてそれが見送られたのも故なしとしないのである。

なお、中教審大学分科会法科大学院特別委員会は、予備試験の内容を法科大学院教育とつじつまの合うものに変更する提言をする。靴に足を合わせろの類である。更に、同委員会は予備試験受験者には試験に馴染まない科目を別途法科大学院で学修させることも提言する。受験者の経済的負担でいい大人に道徳教育でも受けさせようともいふのであろうか。

4 改革の必要性

今、多くの法曹志望者が法曹になる道をあきらめ、少なくとも司法試験合格者が司法修習を断念し、多くの司法研修所卒業者が弁護士会登録を遅らせたり、登録後にそれを抹消したりして

り、このような苦境を見た若者が法律学を敬遠している実態がある。それは予備試験に人気があるからではない。それにもかかわらず、法科大学院族は先に見た意見書の非科学性と情緒に依拠して予備試験を制限し、法曹志望者を法科大学院に誘導しようとしているのである。法曹養成に関わる者は、自己の関心と利害にのみとらわれることなく、司法と法曹養成を取り巻く厳しい状況を正しく認識し、これを改革していく方向で力を尽くすべきである。

憲法学習会講師のための 情報共有ファイルを設置しました

講師レジュメや資料を会員間で共有できるように、オンラインストレージサービスに加入しました。

事務局へご連絡をいただければ、IDとパスワードをお知らせいたします。

ぜひ、今後の講師活動に役立ててください。

お問い合わせ先
TEL 03-5366-1131/FAX 03-5366-1141
mail: bengaku@seihokyo.jp

中国遺棄毒ガス事件

旧日本軍が引き起こした被害の
責任を問うことはできないのか

東京 平松真二郎

二

○一四年一〇月二八日、最高裁第三小法廷（岡部喜代子裁判長）は、二〇〇四年七月二三日、中国吉林省敦化市郊外の蓮花泡で川遊びをしていた少年二人が、川べりに埋まっていた毒ガス弾により被毒した事件につき、上告を棄却した（敦化事件）。また、同日、最高裁第三小法廷（大谷剛彦裁判長）により、二〇〇三年八月四日、チチハル市市街地の建設現場から発見された「イペリット」入りドラム缶によつて四名もの死傷者が生じた事件についても、被害者の請求を排斥する判決が確定している（チチハル事件）。これにより、一九九六年提訴の先行一次訴訟、一九九七年提訴の先行二次訴訟とあわせて、旧日本軍が中国に遺棄した毒ガス兵器による被害者の被害救済の訴えはいずれも最高裁により退けられたことになる。

い

うまでもなく毒ガス兵器は、人を殺傷するための兵器であり、人の生命・身体に対する危険性は極めて高い。かかる危険性が極めて高い毒ガス兵器を遺棄・隠匿した場合、後にその地域の開墾・開発が進められ土中から毒ガス兵器が掘り出されたときに、地域住民らが死傷の危険にさらされるであろうことは想像に難くない。敦化事件弁護団は、旧日本軍が毒ガス兵器を遺棄・隠匿したこと自体が、中国国民の生命・身体に対する

危険を作出したものであること。そして、旧日本軍の責任を承継した国は、自ら作出した危険の除去義務を負っていたにもかかわらず、二〇〇四年七月に敦化事件が生じるまでの五九年間にわたつて義務を懈怠してきた不作為の違法の責任を問うて提訴していた。

先

行一次訴訟以来、チチハル事件、敦化事件、いずれの判決においても①旧日本軍が旧満州地域に大量の毒ガス兵器を配備していたこと、②一九四五年八月の終戦前後に旧満州国の各地に毒ガス兵器を旧日本軍が遺棄・隠匿（地中埋設、水中投棄）してきたこと、さらに、③被害者らに死傷の結果を生ぜしめたものが、旧日本軍が遺棄・隠匿してきた毒ガス兵器であること、いずれも認定されてきた。敦化事件における最大の争点は、国が被害発生防止措置を取らなかった不作為が違法といえるかにあった。

第一審判決（二〇一二年四月一六日東京地裁判決）は、弁護団が主張してきた旧日本軍の毒ガス兵器の遺棄・隠匿という危険を作出した先行行為に基づく作為義務に関する判断を脱漏した。そのうえで、化学兵器禁止条約締結前後に区分し、化学兵器禁止条約が発効したのちに限り日本政府は同条約に基づいて化学兵器の撤去の義務を負うとの判断を示した極めてずさんな判決であった。

控訴審判決（二〇一三年二月二六日東京高裁判決）は、行政の不作為として規制権限不行使の違法判断枠組みと同様に、切迫した危険性、予見可能性、結果可能性を判断要素として、先行行為に基づく作為義務の懈怠の有無を判断した。予見可能性の判断に関して「行為時に現に存在した知見のみを前提にするのではなく、研究調査を尽くしていたとすれば入手し得た情報をも加えて判断するのが相当である」として調査研究義務を認めたものの、結論としては、日本政府の研究調査義務は尽くされており、結果回避措置につながる程度の具体性を持って、本件事故現場付近に遺棄毒ガス兵器が存在することを予見することができなかったとして、国の不作為責任を否定した。

本

来、自ら旧満州のどの地域にどれほどの毒ガス兵器を配備し、終戦時にどこにどれだけの化学兵器を遺棄・隠匿してきたか、その情報は旧日本軍が把握していかねばならない情報であり、日本政府が保持していなければならない情報である。さらに戦後五九年もの間には旧日本軍兵士らの聞き取り調査等を通じて遺棄隠匿場所を特定するための情報を収集することも容易に可能であった。これらの情報収集さえしていない日本政府が調査研究義務を尽くしたなどということではないはずである。にもかかわらず、控訴審判決

は、日本政府による研究調査義務は尽くされていたと判断した。控訴審判決は、予見可能性を否定するという結論ありきの判断であったというほかない。

最

高裁判決は、結論ありきの控訴審判決を三行半判決で追認した。その結果、国に不作為の法的責任が認められないことが確定した。

日本政府によって現在行われている遺棄化学兵器処理事業は、既に発見された遺棄毒ガス兵器の無害化処理を試みているだけで、新たな被害発生

を防止するための措置はなんらとられていない。日本政府は、判決の結論にとらわれることなく、まず毒ガス兵器による危険を作出した者として危険な場所を調査特定し、危険性を除去すべき責任を負っている。そして、作出した危険が現実化した結果について責任を果たすべきである。遺棄毒ガス兵器による被害が現在も発生していることに鑑み、被害者らへの医療支援、生活支援を含む抜本的な解決が図られなければならない。

今後の日程

【常任委員会】

第3回 2015年3月6・7日（金・土）新潟

【総会】

第46回 定時総会
2015年6月27・28日（土・日）

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

1月15日（木）18時～20時
2月 2日（月）18時～20時 新人向け学習会予定

【憲法委員会】

1月26日（月）10時半から
2月24日（火）10時半から
3月20日（金）10時半から

【修習生委員会】

1月23日（金）15時～17時
（全国スカイプ会議は15時～15時半）
2月19日（木）15時～17時
（全国スカイプ会議は15時～15時半）
3月20日（金）15時～17時
（全国スカイプ会議は15時～15時半）

【広報委員会】

1月23日（金）18時～20時

法律家団体共同声明

衆議院の解散・総選挙にあたって、

安倍政権の「戦争する国づくり」にノーの審判を下すことを呼びかける法律家六団体共同声明

1 大義なき、政権延命策解散

安倍政権は、一月二日、衆議院を解散し、その後の臨時閣議で二月二日公示、二月二四日投票の日程で総選挙を実施することを決定した。

今回の衆議院解散は、アベノミクスの失敗や「政治とカネ」の問題から国民の目をそらし、野党の選挙準備が整わないうちに選挙を行って過半数を獲得しようという意図のもとになされたものであり、政権の延命を図るという私利私欲・党利党略のために行われた大義なき解散である。

同時に、安倍政権がこの時期に解散・総選挙に踏み切らざるを得なかったのは、特定秘密保護法の強行や集団的自衛権行使容認の閣議決定、原発再稼働、TPP交渉への参加、消費増

税など、民意を無視し、憲法を破壊し、国民の

命と暮らしを蔑ろにする安倍政権の暴走に対する国民の強い怒りと批判が広がったからにほかならない。これに追い打ちをかけたのが沖縄県知事選挙である。一月一六日に実施された沖縄県知事選挙では、現職の仲井真弘多氏が名護市辺野古への新基地建設に反対する翁長雄志氏に歴史的な大敗を喫し、新基地建設を強引に押し進めようとする安倍政権への抗議の県民意思が明確に示されたのである。その意味では世論と運動とによって安倍政権の側が追い込まれた解散・総選挙である。

2

秘密保護法の強行採決・集団的自衛権行使容認閣議決定 問われる「戦争する国づくり」

今回の総選挙によって問われるべきは安倍政権の「戦争する国づくり」である。

安倍政権は、二〇一二年二月の第二次政権の発足以来、「戦争する国づくり」に邁進している。安倍政権は、七月一日に立憲主義を踏みにじって「集団的自衛権」の行使を容認するように憲法解釈を変える閣議決定を行った。集団的自衛権は、日本が武力攻撃をされないにもかかわらず、アメリカなどの他国のために戦争することを意味するものである。集団的自衛権の行使を認める閣議決定が、戦争を放棄し、陸海空軍を持たないとした憲法九条に違反することは明らかである。まさに違憲の閣議決定といえる。

日本は、アジア諸国民二〇〇〇万人、日本人三二〇万人の尊い命を失った侵略戦争の悲惨な経験から、二度と同じ過ちを犯さないと決意し、不戦の誓いをもって戦後の国際社会に復帰したのである。この不戦の誓いに立つ憲法九条の下、日本は、戦後七〇年近くにわたって、海外での武力行使を許さない立場を堅持してきた。集団的自衛権の行使を容認する閣議決定は、こうした七〇年の年月をかけて培ってきた平和国家としての日本の国のあり方を根本から

変える暴挙である。

安倍政権は、本閣議決定に先立ち、権力が情報を独占し、国民から知る権利を奪う稀代の悪法である特定秘密保護法を強行採決し、日本の安全保障政策を一部の権力者で秘密裏に決定しうる「日本版NSC」を設置し、武器輸出三原則の破棄等を行い、さらには、初めて国家安全保障戦略を策定し、新防衛大綱や中期防衛計画において軍拡路線をあからさまにしている。

安倍政権の一連の政策は、まさに平和主義を投げ捨て、憲法九条を空文化し、日本をアメリカと一緒に戦争する国にしようとするものにはかならない。

3 岐路に立つ日本 平和と自由と民主主義を堅持する国民の意思を示すとき

今回の総選挙は、安倍政権の改憲・壊憲政策による戦争への道を突き進むのか、それとも、戦後七〇年近くをかけて積み上げてきた日本国憲法が示す平和国家の道を堅持し、深化させるのか、国民の選択が迫られている。今、日本は岐路に立たされている。今こそ、日本と世界の未来のために平和国家としての道を歩み続けることを願う国民の意思を示す時である。

私たち法律家六団体は、安倍政権による憲法

破壊の「戦争する国づくり」が日本と世界の未来にとって重大な禍根を残すものであることを強く訴え、日本の進路が問われる今回の総選挙で、国民が選挙権を行使し、安倍政権の「戦争する国づくり」にノーの審判を下すことを呼びかけるとともに、集団的自衛権の行使容認の動きと、憲法九条の意義を掘り崩すあらゆる動きに対して反対していくこと、とりわけ集団的自衛権行使容認を閣議決定で強行したことに強く抗議し、平和・自由・民主主義の擁護のために全力を尽くすことを、ここに表明するものである。

二〇一四年二月一日

秘密保護法の施行に反対し、

同法の廃止を強く求める法律家八団体共同声明

多くの国民の反対・懸念の声を無視して昨年十二月六日、自民党、公明党による強行採決により成立した「秘密保護法」が、本年二月一〇日に施行されようとしている。

私たち法律家八団体は、憲法の基本原理である平和主義、基本的人権の尊重および国民主権に反する同法の施行に断固反対し、同法の即時廃止を強く求めるものである。

社会文化法律センター
代表理事 宮里 邦雄
自由法曹団
団 長 荒井 新二
青年法律家協会弁護士学者合同部会
議 長 原 和良
日本国際法律家協会
会 長 大熊 政一
日本反核法律家協会
会 長 佐々木 猛也
日本民主法律家協会
理事長 森 英樹

1 民主主義を踏みこじる異常な制定経過

同法は、昨年九月三日に法案概要が公表され、二週間という不当に短い期間を定めて行われたパブリックコメントでは、約九万の意見のうち八割近くが法案に反対する意見であり、各種の世論調査においても、過半数の国民が反対し、八割の国民が慎重審議を求めている。また、多数の自治体が反対の決議を挙げ、日弁連をはじめとする法曹界はもとより、ジャーナリズム、ノーベル賞受賞者をはじめとする科学者、学者、研究者、作家などの言論界、演劇人など、あらゆる国民の各層各分野から反対の声が上がり、国内のみならず国連人権理事会の特別報告者からの指摘や国際ペンクラブ会長声明をはじめとする国際団体等から、国際的基準（ツワネ原則）からも大きく逸脱した同法案に対する深刻な憂慮の声が寄せられた。法案が国会に提出されるや反対の声は全国各地・各分野に広がり、法案に反対する市民が国会を包囲する行動が連日のように繰り返された。

安倍政権は、これらの圧倒的な民意を無視して、同法の制定を短期間の審議により強行したのであり、同法の制定過程自体が、国民主権・民主主義の根本に反する暴挙であったといえる。

2 秘密保護法の危険性

同法の本質は、同じく昨年の臨時国会で成立した日本版NSC設置法、本年七月一日に行われた集団的自衛権の行使容認を含む閣議決定と一体となって、集団的自衛権の行使、自衛隊による武力行使・戦争遂行を可能とする軍事立法であり、憲法九条に対する立法改憲・解釈改憲を狙うものにほかならず、この先の明文改憲に道を開くもので、憲法の平和主義の原則と相容れないことは明らかである。

同時に、同法は、政府にとって都合な国民の言論活動を、警察権力により封じることが目的とする治安立法の性格を併せ持ち、国民の知る権利、表現の自由、プライバシー権など基本的人権を侵害するものである。

すなわち、行政機関の「長」の一存で「秘密」の指定や提供ができる同法は、行政による情報の独占と情報操作を可能とし、秘密の提供は、国会、裁判所を含めて大きく制約され、国民は何が「秘密」に指定されたかを知り得ないまま、「秘密」の漏洩行為等々が広範に刑事罰の対象とされる。これにより、取材・報道の自由、国民の知る権利その他一切の表現の自由は、警察による取り締まりと処罰を恐れて大きく制約され、国民主権の原理を支える基盤は完全に切り崩されることになる。

また、適性評価制度は、行政機関や警察が、秘密を取り扱わせようとする者の、活動歴、信用状態、精神疾患に関する事項等の極めて高度なプライバシー情報について調査・監視を行い、選別を可能とする制度である。同制度は、公務員だけでなく、秘密を扱う民間企業等の労働者も対象となり、多くの国民がプライバシー侵害、思想・信条による差別といった重大な人権侵害の危険にさらされることになる。

3 施行令及び運用基準は、秘密保護法の危険性を何ら払拭するものではないこと

本年一〇月二四日に閣議決定された秘密保護法施行令および運用基準は、これら秘密保護法の持つ危険性を何ら払拭するものではなく、かえってその危険性を現実化させる内容であった。

すなわち、施行令第三条は、秘密の指定機関を何ら限定していない。施行令第二条は、「漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄」が行なえることを定めており、国民の知らぬ間に「秘密」が聞かれる危険はむしろいっそう高まった。

運用基準では、適性評価の「評価対象者の思想信条並びに適法な政治活動及び労働組合の

活動について調査することは厳に慎み」などとしているが、不当な調査・監視を防ぐための具体的な制度は、なんら盛り込まれず、また、内閣保全監視委員会および内閣府独立公文書管理監は、内閣からの独立性はなく、国民の批判をかわすためにだけに設置された「第三者的機関」の粗末な実態が端的に表れている。

加えて、運用基準には、国民の大きな懸念である漏えい罪、取得罪等の罰則規定の謙抑的な運用について、具体的な言及が全くなく、人権侵害や悪用の危険性は何ら払拭されていない。

4 結語

以上のとおり、民意を無視して制定が強行された秘密保護法は、憲法の基本原理である平和主義に反し、基本的人権を踏みにじり、そして民主主義・国民主権を有名無実化させる危険性を有したまま、今、施行されようとしている。

法律家七団体は、これまでも三回にわたり、秘密保護法の廃案・廃止を求める共同声明を公表してきたが、法律の施行期限が目前に迫った今、新たに秘密保護法対策弁護団も加わり法律家八団体として、同法の施行に断固として反対するとともに、同法の即時廃止を強く求めるものである。

二〇一四年二月八日

社会文化法律センター
代表理事 宮里 邦雄
自 由 法 曹 団
団 長 荒井 新二
青年法律家協会弁護士者合同部会
議 長 原 和良
日本国際法律家協会
会 長 大熊 政一
日本反核法律家協会
会 長 佐々木 猛也
日本民主法律家協会
理事長 森 英樹
日本労働弁護団
会 長 鶴飼 良昭
秘密保護法対策弁護団
共同代表 海渡 雄一ほか

編集後記

▼夏合宿の風呂場で、足首に小さな穴があき、結構な量の出血があることに気づいた。山歩きで枝でも刺さったか、とも思ったが、不思議なことに全く痛みがない。これは何だと思っていたら、宿の壁に、「山ビルに注意」とあった。▼生まれて初めてのヒル刺され経験であった。地面から靴を上って足首にまで達し、痛みもかゆみも感じさせず、人の血を吸うだけ吸って去っていくとは、恐ろしい奴。しかも、一月下旬の現在もまだ跡が消えない。本人に気づかれることなく、これだけのダメージを与えて大量の血液を持って行ってしまふとは、お前は消費税か。▼最近税抜き価格表示を見て「おおつ、安いじゃないか」とレジへ行くとなんだか支払金額の桁が違っていてびびくりということがあったが……▼「キル・ビル」という映画があったが、密やかに生き血を吸う侵害者の存在は許さないと誓った。

(町田正裕)